

## 海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子

### (海外 M&A の支援)

1. 借入人：我が国の法人等、我が国の法人等が出資する外国法人等
2. 対象案件：我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配するために必要な資金の貸付けを行う案件（劣後ローン案件を除く）。
  - ① 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
  - ② 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
  - ③ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人
3. 通貨：原則米ドル。
4. 融資割合：融資総額全体の 6 割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合（以下「中小企業者等向け貸付」）は融資総額全体の 7 割以下）。
5. 適用金利：ベース金利に与信先の信用力（LB0 ファイナンスの場合は買収先企業の信用力）見合いのプレミアム（以下「プレミアム」）を上乗せ。但し、中小企業者等向け貸付（LB0 ファイナンスを除く）は、原則として信用力見合いのプレミアムの上限を 31.25bp とする。
6. 融資承諾期限：平成 30 年 6 月末日
7. 貸出実行期限：融資承諾日より 2 年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定

以 上